

サービス統計・企業統計部会の審議状況について（報告）

第 11 回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 21 年 11 月 27 日（金）10：00～12：05
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者 ・首藤部会長、廣松委員、佐々木委員、伊藤専門委員、引頭専門委員、岡室専門委員、清田専門委員、野辺地専門委員
・審議協力者（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府、日本銀行）
・調査実施者（中村経済産業省企業統計室長、木下参事官補佐、須田参事官補佐）
・事務局（乾内閣府統計委員会担当室長、犬伏総務省統計審査官ほか 2 名）
- 4 議 題 経済産業省企業活動基本調査の変更について

5 審議の概要

- (1) 委員、専門委員等のメンバー紹介の後、部会長から部会長代理として廣松委員を指名する（統計委員会令第 1 条第 5 項）旨の発言があった。
- (2) 事務局から「経済産業省企業活動基本調査」（以下「本調査」という。）の概要、基本計画及び統計審議会の前回答申での指摘事項並びに諮問時（11月20日）における第28回統計委員会での議論の概要について説明があった後、調査実施者から同調査の改正計画及び前記各指摘事項に対する対応状況について説明があった。その後、委員・専門委員から本調査の改正計画等について意見等が出された。
最後に、事務局から事前に委員等から出された論点等について説明があった。
- (3) 委員・専門委員からの主な意見は、以下のとおり。

《改正計画に対する意見等》

- ① 現在は、本調査の創設時とは経営環境がかなり変わってきており、その時々状況に合わせて調査項目の見直しをするのは当然であるが、あまり調査項目を増やすと、報告者負担の問題もあり、そのバランスをどうとるのが大きな問題。そういう意味で、今回の改正案では、新規に加えるものと削除するものがあり、これらと報告者負担との関係をどう考えるかを議論することが必要。
- ② 前回答申での指摘事項について、19 年から今までの間にすべてを解決し、実現するのは難しいと思うが、まず第 1 歩として情報通信業基本調査（仮称）の具体的な計画が出されたことは、大いに評価をしたい。今後、基本計画でも指摘されているこれ以外の企業を単位とした調査と本調査との体系的な整備をどうしていくかについて、今回、個別の調査項目の審議と同時に、中長期的な観点からの議論も行う必要があるのではないか。

- ③ 前回答申で指摘されている中小企業実態基本調査と本調査との関係については、は少し詰めて考え、何らかの調整を図ることが必要。
- ④ 今回新設する関係会社の子会社の減少数や関係会社の取引の実態についての項目は、企業としては何年も前からやっていることであり、これらが今頃になって統計調査の項目として出て来るのは、極めて違和感を覚える。今回の案がどのような検討を経て作成されたのか不明だが、事前に十分、企業側の話聞くような対応をした方が良かったのではないかと。
- 調査項目の改正の検討に当たっては、経済産業省内に第2WG参加委員や本調査を利用している有識者、公認会計士などを構成員とする検討会を設け、前回答申や統計委員会第2WGでの指摘事項を中心に検討を行ったところ。(調査実施者)
- ⑤ 本統計の方向性としては、i)他統計との利用互換性の確保、ii)一定以上の回収率があり、偏りが少ないこと、の2点を目指すべき。具体的には、i)利用互換性を高めるためには、技術面では、他統計とのデータリンケージが可能な統一番号の導入や統計調査間での同種調査項目の定義や業種分類などの統一を図るとともに、省庁の運用体制の面では、各省庁の行政記録情報などによる全統計の母集団情報の整備が必要。ii)また、一定の回収率を確保するためには、重複する調査項目や報告者にとって負担となる項目の削除などが必要。
- ⑥ 今回の調査項目の追加の方向性は高く評価したいが、何を最終的に知りたいのか調査目的を明らかにし、どういう項目にしていくのかという微調整をやらないと、分析する時に整合性がとれないことにならないか懸念される。例えば、今回新設した関連会社との取引や能力開発、子会社の増減など、何を知りたいかによって切口が違っているので、その辺りをはっきりすると本調査の意義が向上すると思われることから、そのねらいをもう一回よく整理することが必要。
- ⑦ 今回の改正は、第2WGで主張した点が大幅に反映されており、評価できる。しかし、前回答申でも指摘されている企業規模に応じた調査票の使い分けは、中小企業の回答率を高め、本調査の精度を高めるためにも、導入について検討が必要。
- ⑧ 情報通信業基本調査(仮称)創設の方向性は賛成だが、同調査と本調査の間で調査対象の範囲が違っているため、整合性の確保について、検討をお願いしたい。
- ⑨ 今回新設された調査事項の中には、モノ以外のサービス取引と製造業以外の外部委託や能力開発と研修関係の外注など、関連性の強い、似たような項目があり、これらの定義の違いや関連性が、報告者に明確に理解されていないと、後で結果の利用に支障が出るのではないかと。
- ⑩ 企業番号の統一について、この場で議論を深められないか。また、クロスセクションの一時点の品質だけでなく、時系列の品質の向上を検討していただきたい。
- ⑪ 報告者が回答する時に戸惑わないようにすること、金額については別途集計を要するなど多大な作業を要しないようにすることが、結果精度や回収率の向上を図る上で重要。そういう視点でみると、製造委託以外の外部委託の内訳や技術取引の著

作権の内訳としてのソフトウェアなどは定義が明確でなく、報告者が戸惑うのではないか。

- ⑫ 今回把握しようとしている「関係会社」を超えた企業グループ内での取引が増加しており、それらを今後、統計としてどう取り扱っていくのかを検討する必要があるのではないか。

6 今後の予定

次回は12月15日(火)に開催し、今回出された各意見等を事務局において整理した上で、それらについて審議を行うこととされた。

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室>

第12回サービス統計・企業統計部会結果概要（未定稿）

- 1 日 時 平成21年12月15日（火）10：00～12：10
- 2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者
 - ・首藤部会長、廣松委員、佐々木委員、伊藤専門委員、引頭専門委員、岡室専門委員、清田専門委員、野辺地専門委員、宮川専門委員
 - ・審議協力者（総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府、日本銀行）
 - ・調査実施者（中村経済産業省企業統計室長、木下参事官補佐、須田参事官補佐）
 - ・事務局（乾内閣府統計委員会担当室長、犬伏総務省統計審査官ほか2名）
- 4 議 題 経済産業省企業活動基本調査の変更について

5 審議の概要

- (1) 事務局から前回部会の結果概要について説明があった後、前回部会等が出された論点等について、調査実施者から回答があり、それを踏まえて、審議が行われた。
- (2) 調査実施者からの回答のうち、次の事項については、当初案を変更する旨の説明があり、当該変更については、適当とされた。
 - ① 「事業の外部委託の状況」について、製造委託以外の外部委託の定義や範囲を明確にする観点から、同委託については、「製造委託以外の業務の外部委託（アウトソーシング）」と定義し、該当する業務はすべて選択させるが、同委託の金額については、「営業費用に計上した外注費、業務委託費等のうち、製造委託を除いたもの」と定義する。
 - ② 「企業経営の方向」について、社外取締役については、設置の有無のみを把握していたが、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の状況をより的確に把握する等の観点から、取締役について「社内取締役」、「社外取締役」、「社外取締役のうち、関係会社」に区分し、それぞれの人数を把握する。
- (3) その他の論点等については、次のような指摘等があり、所要の対応を図ることとされたが、そのほかについては、改正計画の内容で適当とされた。
 - ① 各府省が整備する企業に関する統計のデータ共用については、統計の一本化も含め、引き続き検討する必要がある。
 - ② 純粋持株会社については、本調査での把握の必要性を含め、今後、その活動内容の把握について検討する必要がある。
 - ③ 今回追加予定の関係会社間の取引の範囲については、いわゆる「企業グループ」

内での取引ではなく、親会社、子会社・関連会社の間限定した取引であることを設問等において明確化する必要がある。

- ④ 特許権、著作権の使用料の範囲など、調査事項の定義や調査範囲を、調査票、記入の手引等において明確化する必要がある。

(2) 委員・専門委員からの主な意見等は、以下のとおり。

《企業活動に関する統計の整備》

- ① 関係府省が整備する統計調査結果とのデータ共用等については、情報通信分野のほかにも、厚生労働省の医薬品・医療機器産業実態調査、農林水産省の食品産業活動実態調査、国土交通省の建設業構造基本調査など業種ごとに捉えている他府省所管の統計調査があるので、引き続き検討すべき。
- ② 他の企業関係統計調査の結果とのデータ共用については、本調査と他の統計調査がそれぞれ独自の統計として並列するのか、一本の統計にするのか、その辺の検討を中長期的な今後の課題とすべき。

《純粋持株会社の活動内容の把握》

- ① 本調査では、純粋持株会社は対象外となっているが、例えば、元々製造業として本調査の対象となっていた企業が、純粋持株会社化によって、本調査の対象からはずれてしまうことになると、一部の企業の活動が捉えられなくなるため、その部分を取り込むことも検討すべきではないか。
- ② 本調査の関係会社間の取引に関する現在の設計は、資本関係でしか見ていないため、純粋持株会社の実態や「企業グループ」内の取引などを把握できるものとはなっていない。本調査については、それを是とすると、純粋持株会社の実態や「企業グループ」の活動などについては、本調査とは別の調査での把握を検討すべきではないか。

《本調査で把握する関係会社間の取引の範囲》

- ① グループ内活動の範囲を、本調査では親子及び関連会社間の取引とするのであれば、設問や表章などで、「企業グループ」活動などと混同されないように、十分に注意すべき。
- ② 本調査の今回の改正に当たっては、本調査の限定性を明確にした方が利用者としては使いやすい統計になるのではないか。
- ③ 関係会社の取引に関する調査事項について、関係会社の概念には、親会社、子会社・関連会社のほかに、関連会社にとって資本的に上位である会社も、「その他の関連会社」という概念で入ってくるので、「その他の関連会社」についての取引を調査票の記入上どうするのか、報告者が迷うのではないか。

《調査事項・範囲の明確化》

- ① 特許権等の所有、使用状況について、所有・使用しているものの件数には、ロイヤリティを払っていないクロスライセンス(相互許諾)なども入るのであれば、もう少し分かるように書いた方がよいのではないか。
- ② 事業の外部委託に関し、ゲームソフトの開発コストは、製造委託以外の外部委

託と整理しているが、企業は製造原価として認識し、その外部委託は製造委託として計上する機会が多いことから、定義の明確化が必要。

- ③ 著作権や特許権の使用料について、どの範囲のものを記入するのか定義を明確化しないと報告者が迷うのではないか。

《その他》

- ① 本調査は一定以上の規模の企業を対象にしているため、規模による記入率の差異は余りなく、規模に応じた調査票の複数化は必要ないとのことだが、今回の変更で、いろんな項目で関係会社との取引を金額で記入する項目が追加されたことにより、今後、規模により記入率に差異が生じないか検討する必要がある。
- ② 企業の規模で調査票を分けるより、共通の調査事項をショートフォームとして設定し、それに目的に応じた調査事項を上乗せするようにすればよいのではないか。
- ③ 労働者についての用語や定義が統計調査ごとに異なっており（労働力調査（総務省）：常雇、毎月勤労統計調査（厚労省）：一般労働者、本調査：常時従業者）、報告者としては、それぞれの用語や定義が理解し難く、記入しにくいと思われるため、その統一等について、各府省間で検討する必要がある。

6 今後の予定

今回は1月5日（火）に開催し、答申案について審議を行うこととされた。

＜文責 総務省政策統括官付統計審査官室＞